

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 1】不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 不法行為の加害者が海外に在住している間は、民法第 724 条第 2 号の 20 年の時効期間は進行しない。
2. A の加害行為により B が即死した場合、B は、A に対する慰謝料請求権を取得するが、当該慰謝料請求権は、相続の対象にならない。
3. 不法行為による損害賠償の支払債務は、催告の時から遅滞に陥るから、加害者は、その時以降完済に至るまでの遅延損害金を被害者に支払わなければならない。
4. 不法行為の被害者が幼児である場合、その被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすと認められる者に過失があるときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

【問 2】不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
2. 使用者 A の事業の執行につき、被用者 B が不法行為を行ったため、C に損害が生じ、A が C に対して使用者としての損害賠償責任を負う場合、C は、A に対して損害額の全額の賠償を請求するときは、B に対して損害賠償請求をすることができない。
3. 使用者 A の事業の執行につき、被用者 B が不法行為を行ったため、C に損害が生じ、A が C に対して使用者としての損害賠償責任を負う場合、B の C に対する損害賠償債務が時効により消滅しても、A の C に対する損害賠償債務が当然に消滅するものではない。
4. 使用者 A の事業の執行につき、被用者 B が不法行為を行ったため、C に損害が生じ、A が C に対して使用者としての損害賠償責任を負う場合、B は、C に対して損害を賠償しても、A に対して求償することはできない。

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 3】不法行為に関する記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. 注文者 A と請負人 B が請負契約を締結し、B がその仕事について第三者 C に損害を加えた場合、その注文又は指図について A に過失があったときは、A は、C に対して、その損害を賠償する責任を負う。
2. A が A 所有の甲建物を B に賃貸し、B が甲建物を占有している際に、甲建物の設置又は保存に瑕疵があることによって C に損害が生じた場合、B が C に対して損害賠償責任を負うときは、A は C に対して損害賠償責任を負わない。
3. A が A 所有の甲建物を B に賃貸し、B が甲建物を占有している際に、甲建物の設置又は保存に瑕疵があることによって C に損害が生じた場合、A 及び B が、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、A は、C に対して損害賠償責任を負わない。
4. A が A 所有の甲建物を B に賃貸し、B が甲建物を占有している際に、甲建物の設置又は保存に瑕疵があることによって C に損害が生じ、B が C に対して損害の賠償をした場合、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、B は、その者に対して求償権を行使することができる。

【問 4】A の被用者 B と、C の被用者 D が、共同して E に対して不法行為を行ったため、B 及び D は、E に対して損害賠償責任を負っている。また、A 及び C も、E に対して、それぞれ使用者としての損害賠償責任を負っている。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. E は、A、B、C 及び D に対し、損害額の全額の賠償を請求することができる。
2. E が B に対して裁判上の請求をしたため、BE に対する損害賠償債務について時効の完成が猶予された場合には、口の E に対する損害賠償債務についても時効の完成が猶予される。
3. A は、E に対して損害額の全額の賠償をしたときは、B と D の過失割合に従って、D に対して求償権を行使することができる。
4. A は、E に対して損害額の全額の賠償をしたときは、B と D の過失割合に従って、C に対して求償権を行使することができる。

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 5】 A が死亡した場合の相続に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. A には離婚した前妻 B との間に未成年の子 C がいるが、A は、D と再婚した後に死亡した。この場合、C は、C の親権者が B であっても、A の相続人となる。
2. A と B が婚姻をした後に A が死亡したが、B には死亡した前夫 C との間に子 D がいる場合、D は、A と D が養子縁組をしていないときでも、A の相続人となる。
3. A に、配者 B、子 C、子 D がいる場合、A の死亡後、①B が相続の放棄をしたときと、②C が相続の放棄をしたときとは、D の法定相続分は異なる。
4. A の相続人が、A の父方の祖父 B、A の父方の祖母 C、及び A の母方の祖父 D のみである場合、B、C 及び D の法定相続分は、それぞれ 3 分の 1 である。

【問 6】 A が死亡した場合の相続に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. A の子 B が、相続に関する A の遺言書を隠匿したため、A の相続人となることができないときは、B の子 C も、A の相続人となることができない。
2. A の子 B が、相続の放棄をしたため、A の相続人とならない場合、B の子 C は、A の相続人となる。
3. A の相続人が、配者 B、長男 C の子 E、長男 C の子 F、及び次男 D である場合（C は、A より先に死亡しているものとする。）、B の法定相続分は、2 分の 1、D の法定相続分は 4 分の 1、E 及び F の法定相続分は、それぞれ 8 分の 1 である。
4. A には、配信者 B と、兄 C がいるが、子及びその代襲相続人となるべき者はなく、直系尊属も既に死亡している。また、C には、配偶者 D と、子 E がいる。この場合において、C が死亡した後に、A が死亡したときは、A の相続人となるのは、B のみである。

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 7】 相続に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 甲建物を所有する A が死亡し、A の相続人である B が、甲建物を不法占拠する C に対し明渡しを求めたときは、B は、単純承認をしたものとみなされる。
2. A が死亡し、A の相続人である B が、自己のために相続の開始があった時から 3 か月以内に限定承認又は相続の放棄をしなかったときは、B は、単純承認をしたものとみなされる。
3. A が死亡し、B と C が相続人となった場合に、B が相続の放棄をしたときは、C は限定承認をすることができる。
4. A が死亡し、B と C が相続人となった場合、A の死亡後、いずれも A の子である B と C との間の遺産分割協議が成立しないうちに B が死亡したときは、B に配者 D と子 E がいる場合であっても、A の遺産分割については E が代襲相続人として分割協議を行う。

【問 8】 A が、相続人 B 及び C を残して死亡した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. BC 間で遺産分割協議が成立するまでの間に、A の遺産である不動産から賃料債権が生じていて、B と C がその相続分に依じて当該賃料債権を分割単独債権として確定的に取得している場合、遺産分割協議で当該不動産を B が取得することになったときは、C が既に取得した賃料債権につき清算する必要がある。
2. 預貯金債権は遺産分割の対象となるが、B 及び C は、A の遺産に属する預貯金債権のうち一定の額については、遺産の分割前であっても、単独で権利を行使することができる。
3. B 及び C は、既に成立した遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることができる。
4. B の相続権が侵害された場合、B の相続回復の請求権は、B が相続権を侵害された事実を知った時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 9】遺言に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 自筆証書の内容を遺言者が一部削除する場合、遺言者が変更する箇所に二重線を引いて、その箇所に押印するだけで、一部削除の効力が生ずる。
2. 自筆証書によって遺言をする場合、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付するときは、その目録についても、遺言者が自書しなければならない。
3. 公正証書によって遺言をするには、証人 1 人以上の立会いが必要であるが、未成年者、推定相続人、受遺者は、いずれもこの証人となることができない。
4. 夫婦又は血縁関係がある者であっても、同一の証書で遺言をしたときは、当該遺言は無効となる。

【問 10】遺言に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. 遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合には、その抵触する部分については、その遺言を撤回したものとみなされる。
2. 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡した場合には、その受遺者に子があるときでも、その効力を生じない。
3. 遺贈義務者が、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をした場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を放棄したものとみなされる。
4. 遺言書の保管者は、公正証書遺言の場合を除き、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければならないが、この検認を経ることを怠り、そのままその言が執行されたときでも、その遺言の効力は失われない。

宅建直前対策 第 7 回 問題

(有)拓明館

【問 11】 配偶者居住権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、配当者居住権が死因贈与の目的とされたときは、原則として、配当者居住権を取得する。
2. 配当者居住権の存続期間は、配当者の終身の間とし、遺産の分割の協議若しくは遺言により、この存続期間について別段の定めをすることはできないが、家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、この存続期間について別段の定めをすることができる。
3. 配得者居住権は、これを登記したときは、当該居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができるが、当該居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配当者に対し、配当者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負わない。
4. 配偶者居住権を有する配当者が、当該居住建物の所有者の承諾を得ずに、第三者に当該居住建物の使用若しくは収益をさせたときは、当該居住建物の所有者は、直ちに、当該配当者に対する意思表示によって配当者居住権を消滅させることができる。

【問 12】 遺留分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. A が死亡し、その相続人が弟 B のみである場合、A が「相続財産全部を C に遺贈する」旨の遺言をしていたときは、B は、C に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。
2. A が死亡し、その相続人が、配当者 B と、子 C である場合、B 及び C は、遺留分として、それぞれ、「遺留分を算定するための財産の価額」の 4 分の 1 の額を受ける。
3. 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
4. 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。